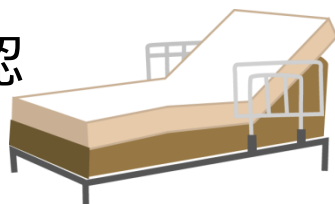


身体障害者手帳・小児慢性特定疾病
日常生活用具購入の流れ



1. 必要物品のリストアップ
2. 日常生活用具で該当するかのチェック
3. 業者の選択(登録業者)
4. 業者へ問い合わせ (カタログ取り寄せ)
5. デモ機試行・業者との話合い
6. 見積書作成(5万円以上の物品は2通)
7. 処方意見書の作成(車いすの場合)
8. 申請書の作成
9. 書類を揃えて申請
10. 給付券が届く
11. 搬入日時確認
12. 受け渡し



自己負担金額

一定以上の課税世帯 : 支給対象外
一般世帯 課税額により : ¥3,450~¥71,900
所得税非課税世帯 : ¥2,250 or ¥2900
市町村民税非課税世帯 : ¥1,100
※別表の基準額を超えた場合、超えた分は自己負担となります。

申請に必要な書類・もの

- 日常生活用具給付申請書
- 見積書
- 処方意見書(車いすのみ)
- 印鑑

申請窓口

市町村役場 障害福祉担当 日常生活用具担当者
※小慢の場合は母子保健課等子ども関係の部署

注意点

- 申請書・見積書は各品目ごとに1枚ずつ必要。
- 申請書の『対象者』『世帯の状況』欄はコピーで可。
- 処方意見書は15条指定医が書く必要あり。
- 5万円以上かかる物品については、見積書を2通作成し提出する必要あり。
- 市町村によって、登録業者を確認する必要あり。
- 使用する場所(自宅・施設)を写真もしくはは訪問で確認。
- 車いすやスロープ等の移動支援用具の場合、デモ機で確認。
- 申請後、自己負担の概算を教えてもらえる。

バギー等(補助具)購入までの流れ



1. リハビリテーション科医師へ相談
2. 業者の選択(登録業者)
3. 業者へ問い合わせ (カタログ取り寄せ)
4. デモ機試行
5. 院内外関係者とのミーティング
6. 見積書作成(5万円以上の物品は2通)
7. 処方意見書類の作成
8. 申請書の作成
9. 書類を揃えて申請
10. 給付券が届く
11. 製作・仮合わせ
12. 受け渡し



自己負担金額

46万円以上の課税世帯：支給対象外
一般世帯 18歳以上：¥37,200
17歳まで：¥18,600

非課税世帯：自己負担なし

※基準額を超えた場合、超えた分は自己負担となります。

申請に必要な書類・もの

- 補装具費支給申請書
- 補装具調査書
- 見積書
- 処方意見書
- 印鑑

申請窓口

市町村役場 障害福祉担当
日常生活用具担当者

注意点

- 申請書・見積書は各品目ごとに1枚ずつ必要。
- 申請書の『対象者』『身体障害者手帳障害名』欄はコピーで可。
- 処方意見書は15条指定医が書く必要あり。
- 市町村によって、登録業者を確認する必要あり。
- 使用する場所(自宅・施設)を写真もしくは訪問で確認。

日常生活用具助成・補装具助成給付について

日常生活において、必要な車いすやベッドなどを助成を使って自己負担が少なく購入することができます。助成を利用するには下記のような一定の条件が必要となります。

対象者

下記の方で、一定の条件下にある方

- ◆ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されている方
- ◆ 小児慢性特定疾病医療費助成制度の受給者
- ◆ 特定疾患(難病)医療費助成制度の受給者

※注意 用具によって、一定の条件が設定されています。

市町村によって、対象となる用具が様々ですので、市町村に確認する必要があります。



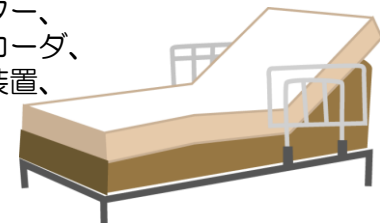
対象となる用具

【補装具】

眼鏡、盲人用安全杖、義眼、補聴器、車いす、電動車いす、歩行補助杖、義手、義足、上下下肢装具、座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置 など

【日常生活用具】

ベッド、マットレス、ポータブルトイレ、三角クッション、移動用リフト、訓練イス、シャワーチェア、便器、保護用ヘルメット、杖、手すり、スロープ、火災報知器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置、透析液加温器、ネブライザー、電気式痰吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計・体重計、携帯用会話補助装置、情報通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、音声ICタグレコーダ、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工喉頭、点字図書、蓄便袋、洗腸器具、紙おむつ、収尿器、住宅改修、発電機又はバッテリー、人工内耳用電池 など



申請窓口

市町村役場 障害福祉担当 日常生活用具担当者 (小慢の場合、母子保健課等こども関係の部署)